

試験項目及び受入基準とその検定方法

(別表)

試験項目	基準値	検定方法
1 総水銀	検液1ℓにつき 0.0005mg以下	H3. 8. 23環境庁告示第46号「土壌の汚染に係る環境基準について」に定める方法によること。
2 カドミウム	検液1ℓにつき 0.01mg以下	
3 鉛	検液1ℓにつき 0.01mg以下	
4 六価クロム	検液1ℓにつき 0.05mg以下	
5 砒素	検液1ℓにつき 0.01mg以下	
6 全シアン	検液中に検出されないこと	
7 アルキル水銀	検液中に検出されないこと	
8 有機燐	検液中に検出されないこと	
9 PCB	検液中に検出されないこと	
10 ジクロロメタン	検液1ℓにつき 0.02mg以下	
11 四塩化炭素	検液1ℓにつき 0.002mg以下	
12 クロロエチレン	検液1ℓにつき 0.002mg以下	
13 1, 2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき 0.004mg以下	
14 1, 1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき 0.1mg以下	
15 1, 2-ジクロロエチレン※	検液1ℓにつき 0.04mg以下	
16 1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき 1.0mg以下	
17 1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき 0.006mg以下	
18 トリクロロエチレン	検液1ℓにつき 0.03mg以下	
19 テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき 0.01mg以下	
20 1, 3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき 0.002mg以下	
21 チウラム	検液1ℓにつき 0.006mg以下	
22 シマジン	検液1ℓにつき 0.003mg以下	
23 チオベンカルブ	検液1ℓにつき 0.02mg以下	
24 ベンゼン	検液1ℓにつき 0.01mg以下	
25 セレン	検液1ℓにつき 0.01mg以下	
26 ふっ素	検液1ℓにつき 0.8mg以下	
27 ほう素	検液1ℓにつき 1.0mg以下	
28 1, 4-ジオキサン	検液1ℓにつき 0.05mg以下	
29 銅	検液1ℓにつき 1.0mg以下	H15.7.22厚生労働省令第261号「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」によること。
30 亜鉛又はその化合物	検液1ℓにつき 亜鉛 2.0mg以下	S48.2.17環境庁告示第14号「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」によること。
31 ベリリウム又はその化合物	検液1ℓにつき ベリリウム 2.5mg以下	
32 クロム又はその化合物	検液1ℓにつき クロム 2.0mg以下	
33 ニッケル又はその化合物	検液1ℓにつき ニッケル 1.2mg以下	
34 バナジウム又はその化合物	検液1ℓにつき バナジウム 1.5mg以下	
35 有機塩素化合物	試料1kgにつき 塩素 40.0mg以下	H24.8.8環水大水発第120725002号「底質調査方法について」によること。
36 水銀、PCBについての含有濃度	水銀 25ppm未満 PCB 10ppm未満	
37 油分	検液1ℓにつき 15mg以下 投入処分時に視認できる油膜が生じないこと	S51.2.27環境庁告示第3号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第4号に規定する海洋投入処分を行うことができる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法」によること。
38 ダイオキシン類	検液1ℓにつき 10pg (TEQ換算値) 以下	H15.6.13環境省告示第68号「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」の一部を改正する省令に定める方法によること。
39 ダイオキシン類の含有濃度	試料1gにつき 150pg (TEQ換算値) 以下	H21.3環境省水・大気環境局土壌環境課「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」によること。

※シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。(新規工事・継続工事に関わらず対象とする。)